

議案第13号

七飯町介護保険条例の一部改正について

七飯町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町介護保険条例の一部を改正する条例

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,700円」を「34,390円」に改め、同項第2号中「53,550円」を「51,780円」に改め、同項第3号中「53,550円」を「52,160円」に改め、同項第4号中「64,260円」を「68,040円」に改め、同項第5号中「71,400円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「85,680円」を「90,720円」に改め、同項第7号中「92,820円」を「98,280円」に改め、同項第8号中「107,100円」を「113,400円」に改め、同項第9号中「121,380円」を「128,520円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 143,640円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158,760円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 173,880円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 181,440円

第2条第2項中「1円未満」を「10円未満」に、「これを切り上げる」を「その端数金額を切り捨てる」に改め、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,550円とする。

4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,550円」とあるのは、「36,670円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「21,550円」とあるのは、「51,790円」と読み替えるものとする。

第4条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

第4条第4項中「生じる場合は、これ」を「あるときは、その端数金額」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の七飯町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。